

(5) 乳児等のための支援給付の量の見込みと確保方策

乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）

【事業の概要】

乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設に伴い、令和8年度から実施します。

事業内容	保護者の就労等の要件を問わず、保育所等で月一定時間まで柔軟に利用できる通園制度で、集団生活の機会を通じて子どもの成長を応援し、保護者の子育てに関する相談支援などを行う事業です。
対 象	生後6か月から満3歳未満の未就園児
現 状	◎令和7年度実施事業及び箇所 地域子ども・子育て支援事業「乳児等通園支援事業」 事業内容及び対象は同様 ◎利用実績 ・利用時間：月10時間まで ・余裕活用型：17か所（認定こども園で受け入れ） ・実利用人数：11人
量の見込みの考え方	利用見込み数に月利用時間10時間に乗じた必要受入れ時間数に、定員1人1月当たりの受入れ可能時間数を除することにより、必要となる受入れ体制の規模（常勤換算人数）を算出
確保方策の考え方	既存の教育・保育施設の定員の範囲内で受入れを行う「余裕活用型」を基本とし、未就園児と在園児に対する教育・保育等を一体的に提供できる体制の構築を図ります。 あわせて、子どもの発達段階や家庭の状況に応じた柔軟な利用が可能となるよう配慮するとともに、利用状況やニーズを踏まえ、関係事業との連携を図りながら、乳児等のための支援給付が適切に実施されるよう、提供体制の充実に取り組みます。

【量の見込みと確保方策】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2人	2人	2人	2人
②確保方策	2人	2人	2人	2人
②－①	0人	0人	0人	0人

こども誰でも通園制度